

〇ふじみ野市こどもの未来を育む条例

令和 4 年〇月〇日
条例第〇号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 こどもの権利及び役割（第 4 条—第 5 条）
- 第 3 章 市の責務（第 6 条）
- 第 4 章 保護者及び地域住民等の役割（第 7 条—第 11 条）
- 第 5 章 重要かつ具体的な支援（第 12 条—第 17 条）
- 第 6 章 こどもの体力及び遊び場（第 18 条—第 20 条）
- 第 7 章 施策の推進（第 21 条）

附則

こどもは、一人ひとりが掛け替えのない存在です。こどもは、多くの人々との
かかわりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にすること、他者を思
いやる心を育んでいきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、こどもにとって大
切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもの遊び場が減少したこ
とによる体力の低下も深刻な問題となっています。

こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希
望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、市民全体の願いです。

一方で、こどもは、大人に手本を見せてほしい、大人に自分の意見を聴いてほ
しいと願っています。

私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、市民全体でこども及び子育て家庭
を支援し、こどもが直面する課題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実
現していかなければなりません。

ここに、オールふじみ野で全てのこどもたちの未来を育むため、日本国憲法及
び児童の権利条約の理念に基づき、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、こどもにやさしいまちの基本となる理念及びその具体化の
方向性について定め、市民全体でこども及び子育て家庭を支援する体制を整え
ることにより、こどもの未来を育むことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

(1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための

コメントの追加 [1]: 今回の条例は、権利擁
護だけでなく、こどもの体力向上及び遊び場
にも着目した全国初の条例となる。

「こどもにやさしいまちづくり条例」とい
う名称は、すでに奈良市で使われているため、
他の自治体で使用されているものとは異なる
名称でアピールしていきたい。

10/18 に実施した外部策定委員会において、
「ふじみ野市やさしくたくましいふじみ野っ
子条例」という案が出され、文書法務担当に
相談したが、本文との整合性を取ることが難
しいという判断だった。

この条例は、こどもが主役の条例だが、ま
ち全体でこどもを支えていくという意味にお
いて、周りの大人たちの役割や責任がとて
大きいことから、名称についても、「こども
の未来を育んでいこう」という大人へ
の語り掛けや「育んでいく」という決意の表
れの意味合いも含めた条例名称を事務局とし
て提案した。

さらに、「こどもの未来を育む」という
SDGs の理念を取り入れた名称とした。本文
中でも、14、16、19 条の規定の他、「一
人ひとり」というキーワードを用いて、「
誰ひとり取り残さない」という SDGs のテー
マに沿うように配慮した。

コメントの追加 [2]: 前文の分量を減らし、
コンパクトにした（主に類似の表現や例示で
列挙していたものを削減した）。

コメントの追加 [3]: 「こどもの未来を育
む」ため（目的）、「こどもにやさしいまち
を実現」していく（手段）という構成にして
いる。

知識及び経験が得られるよう、こども及び子育て家庭への支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。

(5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第3号に規定するこどもを除く。）又は市内で活動する団体をいう。

(6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

(7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(8) 地域住民等 前3号に掲げる者をいう。

（基本理念）

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に基づき、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。

第2章 こどもの権利及び役割

（こどもの権利）

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づくこどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

（こどもの役割）

第5条 こどもは、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重するよう努めること。
- (2) まちの未来をつくっていく者として、豊かな人間性や社会性を身に付けるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つように努めること。

第3章 市の責務

（市の責務）

コメントの追加 [4]: 第2条第8号として、「地域住民等」の定義を追加することにより、本文中で地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者を「市民等」と定義することを避けた。

※前文及び本文中の「市民」には保護者を含めた全ての者が含まれる。

第6条 市は、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び地域住民等が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び地域住民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講じること。

第4章 保護者及び地域住民等の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切であることを認識し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) こどもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
- (3) 地域における取組の中において、こどもが多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。
- (4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設が集団の中での遊び及び学習を通してこどもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

コメントの追加 [5]: 「こどもにやさしいまちを実現するため、基本理念にのっとり、」との文言は、言わずもがなであるため削除した。以後、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の役割の規定についても同じ。

コメントの追加 [6]: 施設を主語に用いれば、施設関係者が含まれることは明らかであるため、「育ち学ぶ施設の関係者」から「育ち学ぶ施設」に改めた。

- (1) 育ち学ぶ施設におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもに関する課題に早期に気付く、必要な支援を行うこと。
- (2) こどもの年齢及び成長の程度に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らの活動がこどもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、こどもの安全を確保すること。
- (2) こどもの育ちの支えとなる活動を主体的に行うこと。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

(共通の役割)

第11条 保護者及び地域住民等は、相互に協力し、こどもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保護者及び地域住民等は、こどもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう、必要な取組を行うものとする。

第5章 重要かつ具体的な支援

(こどもの意見表明及び社会参加への支援)

第12条 市、保護者及び地域住民等は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(配慮を要するこどもとその家庭への支援)

第14条 市及び地域住民等は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども等、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携、協働して、こどもが学び、健やかに育つために、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

コメントの追加 [7]: 第2条第8号の規定により、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が含まれる。

コメントの追加 [8]: 市が意見表明や社会参加の機会を設けることについても、「支援」の中に含めて考えることができるため、第2項を削除した。

意見表明については、家族、兄弟姉妹、友人など、身近な人に対して自分の考えや思いを話すことを含むものと広く解釈するため、あえて「社会への意見表明」としない。

第15条 市、保護者及び地域住民等は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者及び地域住民等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関等と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（有害、危険な環境からの保護）

第16条 市、保護者及び地域住民等は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者及び地域住民等は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（相談体制）

第17条 市は、子どもが、家庭、学校等による虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、地域住民等及び関係機関等と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第6章 子どもの体力及び遊び場

（体力の向上）

第18条 市は、体力の向上を図るため、保護者及び地域住民等と連携し、スポーツ及び文化芸術活動並びに食育をはじめとした健康を営む取組など、必要な施策を講ずるものとする。

（遊び場の確保）

第19条 市は、遊び場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

2 市は、遊び場となる学校運動場及び公園等について、利用状況を勘案しながら、子どもが可能な限り自由に遊べるよう配慮するものとする。

3 地域住民等は、子どもが外遊びをすることの必要性及び重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（子どもの遊びにおける保護者の見守り及び指導）

第20条 保護者は、遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、子どもに遊び場の利用ルールを遵守させ、並びに子どもが安全に安心して遊ぶことができるように見守り、及び指導するものとする。

第7章 施策の推進

（施策の推進）

第21条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響

コメントの追加 [9]: こどもの遊び場利用について、保護者の子どもに対する見守り及び指導の規定を新たに追加した。

を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進にあたってはこれを公表するものとする。

2 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（次項において「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

3 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、令和4年〇月〇日から施行する。